

施設使用に関する決まり

都立学校開放事業運営委員長
東京都立高島高等学校長

- 1 指定の門から責任者と一緒に団体単位で出入りしてください。開放時間中における個人単位での出入りについては、必ず管理指導員に報告し、承認を得てください。
- 2 光熱水費負担金（証明及び空調）の納付が必要な施設を使用する場合は、使用日の前日までに、必ず、光熱水費負担金を金融機関で納付してください。空調を使用する場合には、使用申込書に使用予定日時を記入してください。なお、空調使用期間はおおむね7月～9月です。
- 3 学校施設の使用に関わる光熱水費負担金は、原則事前納付です。都合により使用の取消しを行わなければならない場合は、納付期日（使用日の前日）の前日までに御連絡ください。使用日を過ぎた場合は、使用の事実がなくても、光熱水費負担金を御負担いただくことになります。
- 4 天候に左右される可能性のある屋外施設の光熱水費負担金については、天候により使用ができなかった場合は、速やかに運営委員会に申し出て、使用取消しの承認を取ってください。運営委員会の承認がない場合は、光熱水費を御負担いただくことになります。
- 5 事前に納付いただいた光熱水費負担金は、原則払戻しいたしません。事前に納付いただいた光熱水費負担金を他の開放日の光熱水費負担金として充てることもできません。
- 6 学校施設使用当日、使用団体責任者は領収書（使用票）、使用承認書及び使用団体登録証を管理指導員に提示し、確認を得てください。
- 7 1回の使用時間は、準備から後始末までの時間を含みます。使用時間を厳守してください。
- 8 自動車での来校は原則として禁止します。
- 9 自転車は、指定された場所に置いてください。
- 10 使用の前後を含め施設使用の際は、近隣にお住まいの方への御配慮をお願いします。
- 11 使用を許可された施設以外への立入りは厳禁です。
- 12 使用中に、学校の施設・設備等を破損したときは、直ちに管理指導員に申し出て、管理指導員の指示に従ってください。
- 13 校内での営業行為及び業者の出入りは禁止します。
- 14 事前に登録した登録団体構成員以外の者は、原則、校内に立入りはできません。
- 15 練習試合等で使用する場合は、対戦相手のメンバーについては、当日対戦相手の責任者が管理してください。
- 16 各施設使用の際は、学校で決められた靴を使用してください。
（【例】 体育館：体育館用各スポーツシューズ、テニスコート：テニスシューズ等）
- 17 学校の電話を、呼出し、連絡等に使用することはできません。
- 18 使用後は、必ず清掃、整地等を行い、学校教育に支障のないよう原状回復してください。
- 19 敷地内は、禁煙です。また、食事も原則禁止です。ごみ・空き缶は持ち帰ってください。
- 20 使用終了時に、使用人数、備品・施設の異常及び事故の有無を管理指導員に報告してください。
- 21 その他、管理指導員の施設管理・安全・使用上の注意・指導・指示に従ってください。
以上の事項に違反した場合、学校開放事業運営委員会の審査に付し、運営委員会の決める一定期間の使用を禁止し、又は団体の登録を取り消すことがあります。
なお、学校教育上支障が生じた場合、使用承認を変更し、又は取り消すことがあります。